



## 所得税・復興特別所得税の確定申告は イオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」で！

令和元年（平成31年）分の所得税・復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付を次のとおり行います。  
越谷税務署の確定申告相談

- ▶日時 2月17日（月）～3月16日（月） 9:00～16:00  
（土・日及び祝日等を除く、ただし2月24日（月・休）・3月1日（日）は開場）
- ▶会場 イオンレイクタウンkaze 3階イオンホール

※2月17日（月）から3月16日（月）までは、越谷税務署庁舎では確定申告の申告相談は行っていません。  
※イオンレイクタウン会場での受付は、9時以降、3階イオンホール入口で行います。  
※混雑状況により、受付時間を早める場合があります。

### 確定申告が必要な方

- ▶事業を行っている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合等で、令和元年（平成31年）中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、配当控除を差し引いて残額のある方  
※事業所得、不動産所得や山林所得があり、確定申告をする方は、「収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）を添付しなければなりません。
- ▶給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
  - ・給与の年収が2千万円を超える方
  - ・2か所以上から給与の支払いを受けている方
  - ・給与の支払いを受けている方で給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
  - ・同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料等を受けている方など
 詳しくは、国税庁のホームページで確認されるか、越谷税務署にお問い合わせください。

### 確定申告すれば所得税・復興特別所得税が戻る方

次のような場合は、確定申告書を提出することによって、源泉徴収された所得税・復興特別所得税が還付されることがあります。この場合、申告者名義の金融機関の口座番号が必要となります。

- ▶給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方

- ▶給与所得者で、次のような方
  - ・災害や盗難等にあった方
  - ・多額の医療費を支払った方  
**（医療費控除の明細書の作成が必要です。）**
  - ・一定の要件に該当する寄附金を支払った方
  - ・住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入又は大規模な修繕・増改築をした方

### 年金収入がある方

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。（この場合であっても、所得税・復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。）

※所得税・復興特別所得税の確定申告を必要としない場合であっても、町県民税の申告が必要な場合があります。

### 申告期限など

【申告期限と納期限】  
令和2年3月16日（月）

【振替納税の口座振替日】  
令和2年4月21日（火）

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111



## パソコン・スマートフォンで簡単！ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利 24時間いつでも申告！

確定申告は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Taxで送信又は印刷して郵送してください。

マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、事前にお近くの税務署で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を発行すると、e-Taxで申告をすることができます。（発行には運転免許証等の本人確認書類が必要です。）

※平成30年1月以降に税務署の確定申告会場でe-Tax（電子申告）を行った方は、ID・パスワードの発行を受けています。申告書等の控えを確認してください。

国税庁ホームページ



www.nta.go.jp

国税庁 検索

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111